

○日本体育大学紀要規程

昭和59年9月10日

教授会制定

平成15年3月6日

学長裁定

(名称)

第1条 本紀要は、日本体育大学紀要(Bulletin of Nippon Sport Science University)〔ISSN 0285—0613〕と称する。

(発行)

第2条 発行は、原則として毎年度1回とする。

(論文の種類)

第3条 論文の区分と種類について

- (1) 体育科学系論文(体育科学部門)、教育学系論文(教育学部門)、保健医療学系論文(保健医療学部門)、一般教養系論文(一般教養部門)の4部門に区分する。
- (2) 部門毎の論文の種類は、総説、原著論文(実践研究を含む)、研究資料、短報、その他とし、「執筆要領」に従い記述したもので、和文又は欧文とする。
- (3) 原著論文、研究資料及び短報には、600語以内の欧文抄録を記載する。同時に、欧文抄録の和訳文も付記する。

(投稿)

第4条 投稿について

- (1) 投稿論文の筆頭著者は、日本体育大学の教職員並びに大学院研究科在籍者とする。
- (2) 論文の内容は他の学術雑誌に未発表のものに限る。
- (3) 総説は原則として紀要委員会の依頼によるものとする。
- (4) 原稿は、紀要委員会にて決定した期間に受け付ける。
- (5) 投稿により、論文の電子化及びインターネットによる一般公開の許諾は得られたものとする。
- (6) 論文の内容に関する責任は著者が負うものとする。

(原稿の掲載)

第5条 原稿の掲載について

- (1) 原稿の採否は、別に定める紀要委員会内規に従って審査し、紀要委員会で決定する。
- (2) 掲載されなかった原稿は破棄する。

(3) 掲載論文の別刷は、論文1編につき50部を筆頭著者に贈呈する。50部を越えて必要とすときは、超過分の費用を著者の実費負担とする。

(原稿の提出先)

第6条 原稿の提出先は、日本体育大学紀要委員会宛とする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、学部長会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成7年12月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年3月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、令和2年5月26日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、令和3年2月5日から施行する。